

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【基本指針①】 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を、令和8年度末までに地域生活に移行する。

項 目	考 え 方	数 値	R5実績	R6実績	R7実績
令和4年度末時点の施設入所者数(A)	令和4年度末時点の実績	13人			
【目標値】地域生活移行者数	施設入所から地域生活へ移行する者の数 (国の目標:Aの6%)	1人	0人	0人	人

【基本指針②】 令和4年度末時点の施設入所者数を、令和8年度末に5%以上削減する。

項 目	考 え 方	数 値	R5実績	R6実績	R7実績
令和4年度末時点の入所者数(B)	令和4年度末時点の実績	13人			
【目標値】令和8年度入所者数(C)	令和8年度末の見込み数	12人	13人	12人	人
【目標値】削減見込み(B-C)	差し引き減少見込み数 (国の目標:5%以上)	1人	0人	1人	人

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【基本指針】 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じた、重層的な連携による支援体制の構築。

宗像・遠賀保健福祉環境事務所と一市四町(中間市・遠賀郡)で意見交換や情報共有を行い、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、協議を行っている。今後は、医療機関や事業所等の関係機関を含めて協議を行うこととしている。

3 地域生活支援拠点等の整備

(1)地域生活支援拠点等の充実

【基本指針】 各市町村において、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等をふまえて運用状況の検証・検討を行うこと。

項 目	考 え 方	数 値	R5実績	R6実績	R7実績
地域生活支援拠点の整備	国の指針に即して、地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を中間市・遠賀郡を一带とした地域に整備する。	1箇所	1箇所	1箇所	箇所
令和2年4月より地域生活支援拠点等事業を実施し、事業者の登録及び利用者の新規受付を開始した。地域生活支援拠点等事業の評価・検証は毎年実施しており、地域生活支援拠点等の機能の充実を図った。					

(2)強度行動障がいのある人に対する支援体制の充実

【基本指針】強度行動障がい有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。

遠賀中間地域障がい者支援協議会において、引き続き研修会及び事例検討会を開催することで、事業所間の連携を図り、支援体制の整備に努めていく。

4 福祉施設から一般就労への移行等

【基本指針①】「福祉施設から一般就労へ移行」について令和8年度中に、令和3年度実績の1.28倍以上を福祉施設から一般就労へ移行する。

項 目	考 え 方	数 値	R5実績	R6実績	R7実績
令和3年度の一般就労への移行実績(A)	令和3年度の実績	2人			
【目標値】 令和8年度中の一般就労への移行者数	令和8年度の目標 (国の目標:Aの1.28倍以上)	3人	2人	0人	人

【基本指針②】「就労移行支援」について、令和8年度中に令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上を目指す。

項 目	考 え 方	数 値	R5実績	R6実績	R7実績
令和3年度就労移行支援から一般就労への移行実績(B)	令和3年度の実績	2人			
【目標値】 令和8年度中における就労移行支援から一般就労への移行者数	令和8年度目標 (国の目標:Bの1.31倍以上増)	3人	1人	1人	人

【基本指針③】「就労継続支援A型」について、令和8年度中に令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指す。

項 目	考 え 方	数 値	R5実績	R6実績	R7実績
令和3年度就労継続支援A型から一般就労への移行実績(C)	令和3年度の実績	1人			
【目標値】 令和8年度中における就労継続支援A型から一般就労への移行者数	令和8年度の目標 (国の目標:Cの1.29倍以上増)	2人	1人	0人	人

【基本指針④】「就労継続支援B型」について、令和8年度中に令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指す。

項 目	考 え 方	数 値	R5実績	R6実績	R7実績
令和3年度就労継続支援B型から一般就労への移行実績(D)	令和3年度の実績	1人			
【目標値】 令和8年度中における就労継続支援B型から一般就労への移行者数	令和8年度の目標 (国の目標:Dの1.28倍以上増)	2人	1人	0人	人

【基本指針⑤】 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が就労移行支援事業所の5割以上であること。

※現在町内において就労移行支援事業所はありませんが、計画期間中に新たに設置された場合、下記を目標とします。

項 目	考 え 方	数 値	R5実績	R6実績	R7実績
町内の就労移行支援事業所(E)	計画期間中に新たに設置された場合を想定	1箇所			
【目標値】 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	令和8年度の目標 (国の目標:Eの5割以上)	1箇所	0箇所	0箇所	箇所

【基本指針⑥】 就労定着支援事業の利用者は、令和3年度の実績の1.41倍以上とする。

項目	考え方	数値	R5実績	R6実績	R7実績
令和3年度の就労定着支援事業利用実績(F)	令和3年度の実績	0人			
【目標値】 令和8年度の就労定着支援事業の利用者数	令和8年度の目標 (国の目標:Fの1.41倍以上)	1人	0人	0人	人

【基本指針⑦】 「就労定着支援事業所」のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

※現在町内において就労定着支援事業所はありませんが、計画期間中に新たに設置された場合、下記を目標とします。

項 目	考 え 方	数 値	R5実績	R6実績	R7実績
各年度における町内の就労定着支援事業所数(G)	計画期間中に新たに設置された場合を想定	1箇所			
【目標値】 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数	令和8年度の目標 (国の目標:Gの2割5分以上)	1箇所	0箇所	0箇所	箇所

5 障がい児支援の提供体制の整備等

- (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がいのある児童の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

【基本指針①】 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村若しくは圏域に少なくとも1箇所以上設置する。

本町の状況
中間市・遠賀郡圏域に児童発達支援センターが2箇所整備されており、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援のサービスを提供している。(くすのき:岡垣町、いっぽ:中間市)

【基本指針②】 令和8年度末までに、すべての市町村において、障がいのある児童の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。

本町の状況
障がいのある児童の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築している。保育所等訪問支援を提供している事業所は、中間市・遠賀郡圏域に7箇所あり、これらの事業所によりサービスを提供している。

(2)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【基本指針】 令和8年度末までに、主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等 デイサービス事業所を、各市町村若しくは圏域に少なくとも1箇所以上確保すること。

本町の状況

中間市・遠賀郡圏域に重度心身障がい児を対象とする児童発達支援・放課後等デイサービス事業所が2箇所整備されている。(ハッピーワークス:遠賀町、OZデイみずまき:水巻町)

※令和5年度 利用児童:1名

※令和6年度 利用児童:0名

(3)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【基本指針】 各市町村または圏域において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターを配置

自立支援協議会で圏域市町と情報交換等は行ったが、協議の場の設置までには至っていない。また、対象児は1名いるが、コーディネーターの配置までには至っていない。

6 相談支援体制の充実・強化等

【基本指針①】 各市町村において、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

中間市・遠賀郡圏域での設置に向けて、引き続き、中間市・遠賀郡四町で協議を行う。

【基本指針②】 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、必要な体制を確保する。

遠賀中間地域障がい者支援協議会に専門部会を設置しており、専門部会の中で事業所間での意見交換会や事例検討会を実施し、必要な体制を確保した。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【基本指針】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

遠賀中間地域障がい者支援協議会において、研修会や事例検討会を開催し、事業所間の情報共有や意見交換の場を提供した。